

加古川市新規就農者経営発展支援事業補助金（初期投資促進事業）交付要綱

令和 6 年 8 月 16 日産業経済部長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するために、機械・施設等の導入を支援することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、将来の市の農業の担い手の確保に資することを目的とし、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助金の種類等）

第 2 条 補助金の種類、範囲及び額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 3 条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、実施要綱別記 2 第 6 の 3 に定める交付申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 4 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後 2 週間以内に実施要綱別記 2 第 6 の 4 に定める実績報告兼助成金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 5 条 市長は、前条の規定により実績報告の提出があったときは、規則第 15 条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 16 日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日又は実施要綱が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

別表（第 2 条関係）

補助金の種類	補助金名称	初期投資促進事業
補助金の範囲	対象となる者	実施要綱別記 2 第 5 の 1 の要件を満たす者
	対象となる事業	実施要綱別記 2 第 5 の 2 の要件を満たす者
補助金の額		実施要綱別記 2 第 5 の 3 のとおり